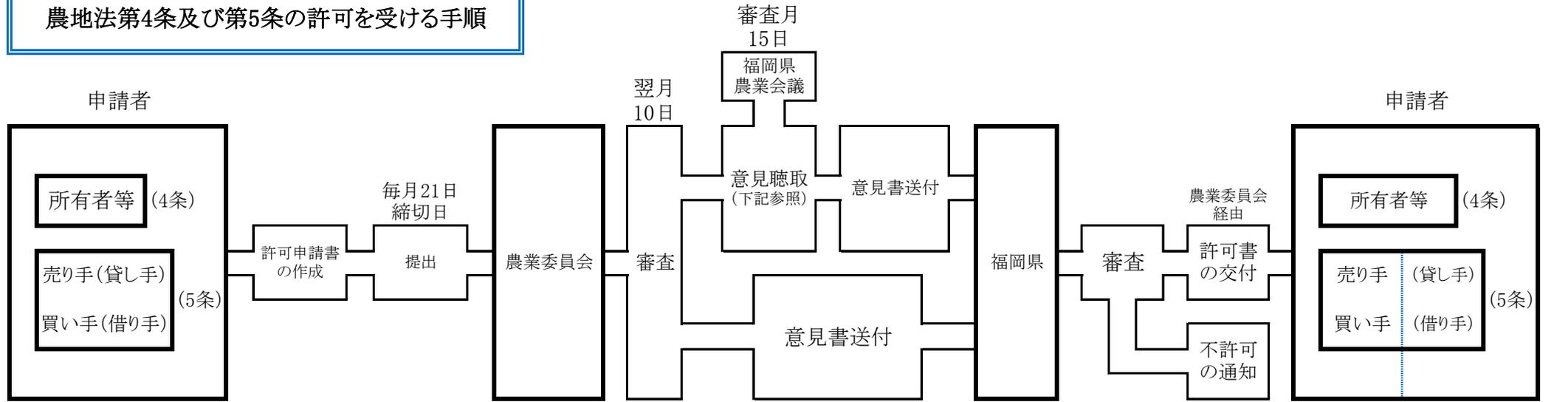


農地法第4条及び第5条の許可を受ける手順



○4条申請
転用する者による申請(所有者等)

○5条申請
連署による申請
(単独で申請できる場合)

- ① 単独行為
- ア 強制競売
 - イ 担保権の実行としての競売
 - ウ 公売
 - エ 遺贈
 - オ その他の単独行為による場合

- ② 判決が確定した場合等
- ア 判決の確定
 - イ 裁判上の和解若しくは請求の認諾
 - ウ 民事調停法による調停の成立
 - エ 家事審判法による審判、若しくは調停の成立

〈福岡県農業会議の意見聴取を要する申請〉

- ① 転用面積(農地部分)が3,000㎡を超えるもの
- ② 転用面積(農地部分)が1,000㎡を超え3,000㎡以下で農地区分が農用地区域内または甲種・第1種農地であるもの
- ③ 転用目的が営農型発電設備であるもの

〈主な許可要件〉

- ① 転用候補地の位置
- ② 転用の確実性
- ③ 転用に伴う周辺農地への影響

所有権移転
登記申請

使用貸借権又は
賃貸借権の設定